

<http://city.gotemba.shizuoka.jp/>

**CONTENTS**

- 第19回全国中学校駅伝大会結果……………2・3
- 税の申告受付が始まります……………4・5
- 御殿場駅東地区まちづくり懇話会を紹介し……6・7



※ QRコードを読み取ると、市携帯サイト  
がご覧になれます。

**家族そろって**

## 駿東地区交通災害共済にご加入を



駿東地区交通災害共済は、御殿場市・裾野市・小山町・長泉町・清水町の住民の皆さんが、掛金を出し合い、不幸にして交通災害に遭われた人に、見舞金を支給する住民のための相互扶助制度です。

万が一の交通災害に備えて、家族そろって加入しましょう。

くらしの安全課 ☎ (82) 4123

**◆共済期間と加入方法**

**共済期間**／4月1日～平成25年3月31日  
※加入者が年度途中で市外に転出した場合にも共済期間中であれば有効です。

**受付期間**／1月下旬～3月30日(金)  
※4月1日以降も随時加入することができますが、掛金納入の翌日からの開始となります。

**加入できる人**／市内に住民登録をしている人  
**掛金**／1人当たり1口500円(年額)で、2口まで加入できます。

※4月1日以降の中途加入の場合も掛金は同額です。  
**加入方法**／自治会を通して加入申込書を配布しますので、共済掛金を添えて組(班)長さんに申し込んでください。

個人で申し込みをする人は、配布された加入申込書で直接市内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へ申し込んでください。

**◆対象となる事故**

自動車、オートバイ、自転車、電車、飛行機、船舶などの交通により国内で発生した事故。  
※対象とならない事故もあります。



**◆見舞金額と請求方法**

**見舞金額**／入院・通院の実治療日数で等級を算定します(右表の見舞金額一覧表を参照してください)。

※自動車安全運転センターなどが発行する交通事故証明書がない場合は、見舞金が半額支給になります。また、この場合、第三者の証明が必要です。

※診断書の原本を提出の場合は、見舞金に添付書類料として5,000円が加算されます。

**見舞金の請求**／事故発生日から2年以内に見舞金請求書、交通事故証明書、診断書(自賠責保険の診断書、組合で指定する診断書など)をくらしの安全課に提出してください。

**◆遺児見舞金の支給**

共済期間中に会員が死亡事故に遭った場合で、義務教育を終了していない遺児がいる時は、遺児1人につき、30万円の遺児見舞金が支給されます。

**《見舞金額一覧表》**

等級	傷害の程度	共済見舞金額	
		2口加入	1口加入
1	死亡	200万円	100万円
2	180日以上入院を要した傷害	40万円	20万円
3	120日以上入院を要した傷害	20万円	10万円
4	90日以上実治療日数を要した傷害	12万円	6万円
5	60日以上実治療日数を要した傷害	10万円	5万円
6	30日以上実治療日数を要した傷害	8万円	4万円
7	15日以上実治療日数を要した傷害	6万円	3万円
8	7日以上実治療日数を要した傷害	4万円	2万円
9	2日以上実治療日数を要した傷害	2万円	1万円

**2月の納税と料金**  
(2月29日(水)が納期限です)

- 固定資産税・都市計画税第4期分
- 国民健康保険税第8期分
- 後期高齢者医療保険料第7期分
- 介護保険料第8期分

～便利な口座振替で納期内納付～